（事業税） 事業報酬額（L）×事業報酬額中の自己資本相当分比率（g 1）×事業税率（g 2）／（1－事業税率）＝事業税（G） （L）円　（g 1）　（g 2）　（G）円 ［略］	（事業税） 原料費、労務費、修繕費、固定資産税、道路占用料、減価償却費、その他経費、事業報酬額、法人税及び地方法人税（住民税を含む。）の合計額（g 1）×事業税率（g 2）／（1－事業税率）＝事業税（G） （g 1）円　（g 2）　（G）円 ［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。